

令和6年11月28日

給与支払者様

東温市 総務部 税務課

給与支払報告書（総括表）の送付について

平素は、本市税務行政に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度給与支払報告書（総括表）を送付いたしますので、下記の注意事項等をご確認の上、必要事項を記入していただき、令和7年1月31日（金）までに提出いただきますようお願い申し上げます。

記

総括表及び個人別明細書の注意事項

【総括表】

本書に同封のものをご利用ください。

※下記の【個人別明細書】の①及び②に該当する方がいない場合は、総括表の提出は不要です。

【個人別明細書】

下記に該当する方のものを、支払金額に関わらず1人につき1枚ご提出ください。

- ① 令和7年1月1日現在、給与の支払を受けており、東温市に居住している方
- ② 令和6年中に退職・休職等で給与の支払を受けなくなった方

◎提出時の並べ方

給与支払報告書は、下記①～⑤の順番で一束にして提出してください。なお、提出の際は、クリップ又は輪ゴム留めで提出してください。（ホッチキス留めはしないでください）。

①総括表 → ②仕切紙（特別徴収分）→ ③特別徴収分の個人別明細書 → ④仕切紙（普通徴収分）→ ⑤普通徴収分の個人別明細書

◎提出後、変更・訂正等があった場合

給与支払報告書提出後、変更・訂正等がありましたら、その旨を総括表及び個人別明細書にご記入の上、再度提出してください。なお、変更・訂正等のある個人別明細書が複数枚の場合は、1枚ずつ記入してください。

◎提出期限及び提出先

令和7年1月31日（金） 早期提出にご協力をお願いいたします。

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1 東温市 総務部 税務課 市民税係

総括表の記載について

○本書に同封の総括表の使用をお願いいたします。なお、貴社独自の総括表を使用される場合、古い年度のものは使用せず、「令和7年度」と記載されているものを使用してください。

○総括表に印字された所在地・名称等に誤りがある場合は、お手数ですが、赤字及び二重線で正しく訂正してください。

裏面もご確認ください

個人別明細書の記載について

- 給与所得者の氏名（フリガナ）、住所、生年月日、個人番号は、間違いのないよう正しくご記入ください。
記入誤り及び記入漏れがある場合、本人特定に時間を要することがありますので、ご協力をお願いいたします。
- 控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号につきましても、正しくご記入ください。
- 個人別明細書の左上の数字が⑦になっているものを使用してください。古い年度のものを使用していた場合、確認のお電話をさせていただくことがあります。
- 給与支払報告書の「（摘要）欄」には、「前事業所名・前職分給与・社会保険料額・源泉徴収税額」、「普通徴収の申請理由（普 A～普 D）」をご記入ください。記載がない場合、前職分給与を合算して住民税を算出してしまう恐れがあるため、記入漏れのないようお願いいたします。
- 同じく、「（摘要）欄」ですが、令和6年分は定額減税済額等の記載が必要です。詳しくは下記又は国税庁ホームページの「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「（摘要）欄」（URL：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>）の記載要領をご確認ください。

年末調整をした給与等の場合

内容	記載方法
年末調整を行った一般的な場合	源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円 ※全額控除できた場合は、「控除外額0円」と記載してください。
合計所得金額が 1,000 万超 1,805 万円以下の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円 非控除対象配偶者減税有
非控除対象配偶者が障害者に該当する場合	源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円 減税有 配偶者氏名 （同配）
所得制限を超える人（合計所得金額が 1,805 万円を超える人）の場合	源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円

年末調整をしない給与等の場合

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与収入額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、「（摘要）欄」に定額減税等の記載は不要です。

問い合わせ先

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

東温市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL 089-964-4403（直通）

